平成２３年（フ）第４６１号
沖縄県豊見城市字伊良波120番地１　コーポつたや207号
債務者　赤嶺　雅人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２５号
沖縄県那覇市松山１丁目10番３号　仲本アパート12号
債務者　佐賀　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５４１号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目114番地１　コーポ桜305
債務者　平敷みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５４８号
沖縄県那覇市若狭３丁目12番13号親川アパート302
債務者　下地　盛雄
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５６１号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番３―707号県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　新垣　正史
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５６２号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番３―707号県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　新垣みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７７号
岩手県二戸市金田一字上田面222番地１、旧住所岩手県二戸市堀野字馬場23番地３
債務者　荒川実千代
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口380―4201黒沢和子方、職権消除前の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山306番地11
債務者　菊池　忠男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２２号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目２番地の１　県営住宅05棟101号
債務者　伊藤　景子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
福島県郡山市図景１丁目12番１号　レジデンス201―206号
債務者　髙島　康市
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
愛知県一宮市浅井町大野字中土山40番地
債務者　齊藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３２号
広島県福山市千代田町２丁目６番30号　レオパレスやすらぎ101号室、住民票上の住所広島県福山市御幸町大字中津原1750番地12
債務者　瀬尾　朋宏
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７３３号
埼玉県上尾市二ツ宮833番地３　エメラルドハイツA、破産申立時の住所埼玉県上尾市本町６丁目１番４号
債務者　高階喜代子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４３号
埼玉県戸田市笹目７丁目14番地の８
債務者　興津　章子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６０号
埼玉県朝霞市岡３丁目17番27―308号
債務者　吉田文一こと　鄭　　文一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
富山市富岡町86番地　ノーヴァⅠ201号
債務者　トスカムこと　大塚　常彦
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２３７号
大阪市此花区梅香２丁目３番18号
債務者　米村　清美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部